

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件（案） 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第四百四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>六 人工血管（冠状動脈、胸部大動脈、腹部大動脈及び肺動脈に使用されるものに限る。）</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10)   ヘパリン使用中心循環系ステントグラフト</p>	<p>六 人工血管（冠状動脈、胸部大動脈、腹部大動脈及び肺動脈に使用されるものに限る。）</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>